

## 条例施行規則に定める土壌基準・水質基準の改正(平成29年4月1日施行)に係る事務取扱いについて

平成28年12月 和歌山県 廃棄物指導室

下表①から④までの各検査の「判断の基準となる日又は期間」が、平成29年4月1日以降となる場合(④については平成29年4月1日をまたぐ場合も含む)には、改正後の土壌基準・水質基準が適用されますので注意してください。

検査の内容		判断の基準となる日又は期間
①	特定事業許可申請書(別記第5号様式)に添付する特定事業区域内の表土の土壌検査	申請日
②	特定事業において定期的実施する特定事業に使用された土砂等の汚染状況を確認するための土壌検査・水質検査	特定事業を開始した日から起算して6月ごと(一時堆積事業については3月ごと)となる日
③	特定事業を完了し、又は廃止したときに実施する土壌検査・水質検査	特定事業の完了日又は廃止日
④	土砂等搬入届出書(別記第11号様式)に添付する搬入しようとする土砂等の土壌検査	土砂等の搬入期間 <b>※下記備考参照</b>

### ※備考

(④の土砂等の搬入期間が、平成29年4月1日をまたぐ場合)

土砂等搬入届出書(以下、届出書)の「土砂等の搬入期間」が平成29年4月1日をまたぐ場合であっても、改正前の土壌基準で実施した土壌検査結果証明書(26項目)の添付により、平成29年3月31日までの土砂等の搬入は可能です。ただし、この場合、平成29年4月1日以降に土砂等の搬入をすることはできません。

平成29年4月1日以降に土砂等を搬入する場合は、改正後の土壌基準で実施した土壌検査結果証明書(28項目)を添付し、搬入前に新たに届出書を提出してください。(特段の理由がない場合に限り、土壌検査結果証明書(28項目)は既存の土壌検査結果証明書(26項目)の写しと、追加した2項目(クロロエチレン、1,4-ジオキサン)の土壌検査結果証明書により替えることができます。)

### 【イメージ図】

平成29年4月1日  
施行

 : 土砂等の搬入期間

年月	平成28年		平成29年								
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
土砂等の搬入期間	[搬入期間]			[搬入期間]							
土壌検査結果証明書	26項目			28項目(26+2項目) クロロエチレン、1,4-ジオキサンの追加							